

構成員からの誓約書の徴収に関する申合せ

平成29年10月5日
学 長 裁 定

(趣旨)

第1 この申合せは、「国立大学法人兵庫教育大学における公的研究費の適正管理に関する規程」(平成19年規程第10号)(以下、「規程」という)第10条第4項の規定に基づき、構成員からの誓約書の徴収について定める。

(誓約書の徴収)

第2 構成員は、次のいずれか該当する様式の誓約書を提出しなければならない。

- (1)「様式1」の提出者は、規程第3条第2項で定義される研究者とする。
- (2)「様式2」の提出者は、規程第3条第3項で定義される職員とする。

(徴収時期)

第3 誓約書は、この申合せの施行日以後、新たに構成員となったとき又は職責が変わったときに徴収する。

(その他)

4 この申合せに定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この申合せは、平成29年10月5日から施行する。
- 2 教職員からの誓約書の徴収に関する申合せ(平成27年2月24日事務局長裁定)は廃止する。
ただし、従前の申合せにより徴収した誓約書は、この申合せ第2に定める誓約書とみなす。